

アジア経済法令ニュース No.14-37

添付法令資料 1：モロッコにおける建物の共有関係に関する法律第 18-00 号

2002 年 10 月 3 日付勅令第 1-02-298 号により施行（目次）

添付法令資料 2：韓国雇用保険法（目次）

添付法令資料 3：動物に関する 2012 年 5 月 17 日付モンゴル国法律（目次）

添付法令資料 4：特別経済区の運営に関する 2011 年 1 月 5 日付インドネシア

共和国政令 No.2（目次）

添付法令資料 5：職場における基層の民主規制の実施に関するベトナム労働法典

第 63 条第 3 項の細則を定める議定（目次）

添付法令資料 6：中国私募投資基金監督・管理暫定施行弁法（目次）

添付法令資料 7：ロシア連邦民法典の改正

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2014 年 9 月 19 日（金）

第 1 日本国 主要新法令及び改正法令

- 1 円借款の供与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件（外務省告示第 306 号）
14.09.17 公布／14.08.28 発効
- 2 宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約のコロンビア共和国による批准に関する件（外務省告示第 307 号）
14.09.17 公布／14.07.15 発効
- 3 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書 G の追加に関する件（外務省告示第 308 号）
14.09.17 公布／07.03.27 発効
- 4 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書 A の改正に関する件（外務省告示第 309 号）
14.09.17 公布／14.11.26 発効
- 5 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（第 304 号）
14.09.18 公布
- 6 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令（第 305 号）
14.09.18 公布／14.09.26 施行
- 7 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務省告示第 310 号）
14.09.18 公布
- 8 先進主要 7 箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及

び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件(外務省告示第311号)

14.09.18 公布

9 種苗法第13条第1項の規定に基づき品種登録出願を公表する件(農林水産省告示第1252号)

14.09.18 公布

10 建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(第307号)

14.09.19 公布

11 建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(第308号)

14.09.19 公布/15.04.01 施行

12 租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(第309号)

14.09.19 公布

13 子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令(第310号)

14.09.19 公布

14 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書(条約第15号)

14.09.19 公布/条約の発効は、第20条の規定による。

15 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(外務省告示第312号)

14.09.19 公布

16 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する書簡の交換に関する件(外務省告示第313号)

14.09.19 公布

第2-1 中国 主要新法令及び改正法令

1 長江経済ベルト税関区域通関一体化改革の展開に関する公告

(关于开展长江经济带海关区域通关一体化改革的公告)

14.09.09 発布 税関総署公告2014年第65号

2 広東地区税関区域通関一体化改革の展開に関する公告

(关于开展广东地区海关区域通关一体化改革的公告)

14.09.09 発布 税関総署公告2014年第66号

3 中国経済改革促進及び能力強化プロジェクト管理暫定施行弁法

(中国经济改革促进与能力加强项目管理暂行办法)

14.08.29 発布 財政部 財際[2014]80号/同日施行

4 第1類医療器械のファイリングに係る事項の実施に関する食品・薬品監督・管理総局の通知

(食品药品监管总局办公厅关于实施第一类医疗器械备案有关事项的通知)

14.09.15 発布 国家食品・薬品監督・管理総局弁公庁 食薬監弁械管[2014]174号

5 最高人民検察院第5回指導性判例

- (最高人民検察院第五批指导性案例)
14.09.15 公布 最高人民検察院
- 6 商品石炭品質管理暫定施行弁法
(商品煤质量管理暂行办法)
14.09.03 発布 国家發展及び改革委員会 環境保護部 商務部 税関総署
国家工商行政管理総局 国家品質監督・検査・検疫総局令第 16 号/15.01.01
施行
- 7 行政事業性費用收受項目目録公開制度をより一層完全化することに関する通知
(关于进一步完善行政事业性收费项目目录公开制度的通知)
14.08.21 発布 国家發展及び改革委員会 財政部 財綜[2014]56 号
- 8 一部の規則及び規範性文書の廃止及び改正に関する国家体育総局の決定
(国家体育总局关于废止和修改部分规章和规范性文件的决定)
14.09.01 発布 国家体育総局令第 19 号/同日施行

第 2-2 中国会計・税務法令

掲載すべき法令は、ありません。

第 2-3 中国金融 (Banking, Securities & Insurance) 法令

- 1 关于加强商业银行存款偏离度管理有关事项的通知
14.09.11 発布 銀監弁発[2014]236 号
- 2 关于进一步推进期货经营机构创新发展的意见
14.09.16 発布 証監会

第 3 ロシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

第 4 ベトナム

- 1 ベトナムにおける外国の組織又は個人のために業務するベトナム労働者の採用及び管理に関する労働法典の若干の条項の実施細則を定める議定
政府の 2014 年 7 月 28 日付第 75/2014/NĐ-CP 号議定/14.09.5 施行
- 2 税及び税関の分野における行政手続の管理及び改革の強化に関する指示
政府首相の 2014 年 8 月 5 日付第 24/CT-TTg 号指示/14.08.5 施行
- 3 ベトナム国家銀行の専門管理に属する物品の輸入活動を指導する通知
ベトナム国家銀行の 2014 年 8 月 1 日付第 18/2014/TT-NHNN 号通知/
14.09.15 施行
- 4 ベトナムにおいて経営活動を行い、又は収入を有する国外の組織及び個人について適用する税義務の実施を指導する通知
財政省の 2014 年 8 月 6 日付第 103/2014/TT-BTC 号通知/14.10.01 施行
- 5 ベトナムへの外国直接投資の外国為替の管理を指導する通知

ベトナム国家銀行の 2014 年 8 月 11 日付第 19/2014/TT-NHNN 号通知／
14.09.25 施行

- 6 2030 年を見据えたベトナム・日本の協力の枠組みにおける 2020 年までのベトナム工業化戦略を実施する農業機械工業分野の発展行動計画を承認する決定
政府首相の 2014 年 8 月 12 日付第 1342/QĐ-TTg 号決定／署名日から施行

第 5 韓国

- 1 新・再生エネルギー供給義務化制度管理及び運営指針
14.09.16 公布 産業通商資源部告示第 2014-164 号／14.09.12 施行（ただし、一部を除く。）
- 2 国家財政法施行令一部改正令
14.09.18 公布 大統領令第 25606 号／同日施行
- 3 石油及び石油代替燃料事業法施行令一部改正令
14.09.18 公布 大統領令第 25611 号／14.09.19 施行（ただし、一部を除く。）
- 4 期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律施行令一部改正令
14.09.18 公布 大統領令第 25614 号／14.09.19 施行
- 5 派遣勤労者保護等に関する法律施行令一部改正令
14.09.18 公布 大統領令第 25615 号／14.09.19 施行
- 6 住宅法施行令一部改正令
14.09.18 公布 大統領令第 25617 号／同日施行（ただし、一部を除く。）
- 7 貨物自動車運送事業法施行規則一部改正令
14.09.19 公布 国土交通部令第 124 号／同日施行（ただし、一部を除く。）
- 8 船員法施行規則一部改正令
14.09.19 公布 海洋水産部令第 99 号／同日施行（ただし、一部を除く。）

第 6 台湾

掲載すべき法令は、ありません。

第 7 香港特別行政区

掲載すべき法令は、ありません。

第 8 シンガポール

1 Family Justice Act 2014

Passed by Parliament on 4th August 2014 and assented to by the President on 10th September 2014; No.26/2014

第 9 タイ

掲載すべき法令は、ありません。

第10 インドネシア

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

第11 フィリピン

掲載すべき法令は、ありません。

第12 インド

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

第13 モンゴル

- 1 個人の秘密に関する法律の第4条第4項の規定が憲法の関連する条項に違反するか否かに関する論争を審査して判定することに関する2014年9月10日付モンゴル国憲法裁判所の結論 No.5

第14 カザフスタン

- 1 商品の原産国の認定、商品の原産地証明書の正式化、証明及び発行に係る規則の承認、並びにいくつかのカザフスタン共和国政府決定への失効の認定に関するカザフスタン共和国政府決定
2014年7月16日付 No.793 同年9月17日官報掲載法令/同月12日から施行

第15 ウズベキスタン

- 1 商業秘密に関するウズベキスタン共和国法律
2014年9月11日付 No.ZRU-374/同月12日施行
- 2 いくつかのウズベキスタン共和国大統領令への変更の導入に関するウズベキスタン共和国大統領令
2014年9月8日付 No.UP-4651/同月15日施行
- 3 「精銅所における新たな溶解炉の建設」投資プロジェクトの実行に係る措置に関するウズベキスタン共和国大統領決定
2014年9月4日付 No.PP-2229/同月15日施行
- 4 非常事態に際する郵便サービスの提供手続に係る規程の承認に関するウズベキスタン共和国内閣決定
2014年9月8日付 No.248/同月15日施行
- 5 優良種の製品（材料）の輸出及び輸入手続に係る規程の承認に関するウズベキスタン共和国内閣決定

- 2014年9月8日付 No.252/同月15日施行
- 6 非公開株式会社「General Motors Uzbekistan」における「T250」モデル自動車の量産の組織化に関するウズベキスタン共和国内閣決定
- 2014年9月11日付 No.260/同月15日施行
- 7 銀行の清算手続に係る規程への変更の導入に関するウズベキスタン共和国中央銀行理事会の決定
- 2014年8月9日付 No.25/4 同年9月10日法務省登録 No.626-4/同月15日施行

第16 トルコ

- 1 環境及び都市計画省の環境許可証及びライセンス規則
- 2014年9月10日官報 No.29115/同年11月1日施行
- 2 添付の「トルクメニスタン産の特定の繊維製品の輸入における関税率の適用に関する決定」の施行に関する内閣決定
- 2014年9月8日付 No.2014/6739 同月11日官報 No.29116/同日から施行し、2015年1月31日まで有効
- 3 社会的支援情報の登記及び共有に係る家族・社会政策省の規則
- 2014年9月13日官報 No.29118/同日施行

第17 ウクライナ

掲載すべき法令は、ありません。

第18 ポーランド

- 1 炭化水素特別税に関する2014年7月25日付法律 No.1215
- 14.09.12 公布/一部を除き、16.01.01 施行
- 2 2015年における労働に対する最低賃金額に関する2014年9月11日付閣僚会議の命令 No.1220
- 14.09.15 公布/15.01.01 施行
- 3 法律「公的発注法」の変更に関する2014年8月29日付法律 No.1232
- 14.09.18 公布/公布の日から30日の期間経過後に施行

第19 チェコ

- 1 附加価値税に関する法律を変更する2014年8月27日付法律 No.196
- 14.09.12 公布/一部を除き、15.01.01 施行

第20 南アフリカ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

第21 メキシコ

その最新法令リストは、当事務所のホームページにて御覧下さい。

第22 ミャンマー

掲載すべき法令は、ありません。

第23 添付法令資料

- 1 モロッコにおける建物の共有関係に関する法律第 18-00 号 2002 年 10 月 3 日付勅令第 1-02-298 号により施行 (目次)
- 2 韓国雇用保険法 (目次)
- 3 動物に関する 2012 年 5 月 17 日付モンゴル国法律 (目次)
- 4 特別経済区の運営に関する 2011 年 1 月 5 日付インドネシア共和国政令 No. 2 (目次)
- 5 職場における基層の民主規制の実施に関するベトナム労働法典第 63 条第 3 項の細則を定める議定 (目次)
- 6 中国私募投資基金監督・管理暫定施行弁法 (目次)
- 7 ロシア連邦民法典の改正

【アジア経済法令ニュース編集メンバー】

糸賀 了 弁護士 最高顧問パートナー

瓜生 健太郎 弁護士 マネージングパートナー

設楽 公晴 弁護士：マレーシア・インドネシア・タイ法令担当

萩野 敦司 弁護士：韓国・越南・タイ・ミャンマー・ラオス・カンボジア法令担当

穴戸 一樹 弁護士：インドネシア・マレーシア・台湾・韓国・ロシア法令担当
兼ラテン - アメリカデスク主任

穴田 功 弁護士 日本国及びニューヨーク州：タイ・香港・シンガポール・
インド・南アフリカ法令担当

谷本 規 弁護士：香港・越南・フィリピン法令担当

高信 桃子 弁護士 日本国及びニューヨーク州：韓国法令担当

須永 了 弁護士：インドネシア・マレーシア・タイ法令担当

広瀬 元康 弁護士 日本国及びフランス国：メキシコ・ブラジル・インド・バン

グラデシュ法令担当兼ヨーロッパ・アフリカ・中東デスク主任

谷添 学 弁護士 日本国及びニューヨーク州：インド・パキスタン・バングラ
デシュ・スリランカ・南アフリカ・インドネシア法令担当

鈴木 崇 弁護士：韓国法令担当

森 啓太 弁護士：租税・独占禁止・知的財産・シンガポール・韓国法令担当

志賀 正帥 弁護士：金融（Banking, Securities & Insurance）・台湾・香港・
越南法令担当

野島 未華子 弁護士：インドネシア・フィリピン法令担当

吉川 景司 弁護士：知的財産・韓国法令担当

若竹 宏諭 弁護士：シンガポール・韓国法令担当

山田 重嗣 公認会計士・税理士：財務・会計・税務法令担当

穂積 比呂子 税理士：租税法担当

伏原 宏太 シニアコンサルタント：越南法令担当

山本 志織 パラリーガル：インド・パキスタン・バングラデシュ・スリランカ・
南アフリカ・ブラジル法令担当

ジュロフ ロマン 外国法研究員（ロシア連邦弁護士）
：ロシア・ウクライナ・ベラルーシ法令担当

ヤラシェフ ノディルベック 外国法研究員
：ウズベキスタン・カザフスタン・トルコ・ロシア法令担当

商 蕾 外国法研究員（中国律師）：韓国・インドネシア法令担当

廣川 梓 パラリーガル：韓国・インドネシア・モンゴル法令担当

関連ベトナム法人

URYU & ITOGA ADVISORY SERVICE VIETNAM CO., LTD

提携先中国律師事務所

北京市堅石律師事務所 律師：柳 錦実：韓国法令担当

上海堅海律師事務所

（追記）

- 1 中国の主要法令の日本語訳文は、アジア経済法令速報（年 24 回発行）を通じて有償にて提供しております。

添付法令資料 1 :

モロッコにおける建物の共有関係に関する法律第 18-00 号
2002 年 10 月 3 日付勅令第 1-02-298 号により施行 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 12 条)
- 第 2 章 共有 (第 13 条～第 43 条)
 - 第 1 節 共有者の組合 (第 13 条～第 30 条)
 - 第 2 節 共有者の権利義務各論 (第 31 条～第 43 条)
- 第 3 章 不動産の改良、掘削及び改築 (第 44 条～第 45 条)
- 第 4 章 居住者の組合及び組織 (第 46 条～第 48 条)
- 第 5 章 登記不動産に関する特則 (第 49 条～第 59 条)
- 第 6 章 最終規定 (第 60 条～第 61 条)

添付法令資料 2 :

韓国雇用保険法 (目次)

2014 年 1 月 21 日法律第 12323 号により一部改正 同年 7 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 12 条)
- 第 2 章 被保険者の管理 (第 13 条ないし第 18 条)
- 第 3 章 雇用安定・職業能力開発事業 (第 19 条ないし第 36 条)
- 第 4 章 失業給付
 - 第 1 節 通則 (第 37 条ないし第 39 条)
 - 第 2 節 求職給与 (第 40 条ないし第 63 条)
 - 第 3 節 就業促進手当 (第 64 条ないし第 69 条)
 - 第 4 節 自営業者である被保険者に対する失業給付適用の特例 (第 69 条の 2 ないし第 69 条の 9)
- 第 5 章 育児休職給付等
 - 第 1 節 育児休職給付及び育児期勤労時間短縮給付 (第 70 条ないし第 74 条)
 - 第 2 節 出産前後休暇給付等 (第 75 条ないし第 77 条)
- 第 6 章 雇用保険基金 (第 78 条ないし第 86 条)
- 第 7 章 審査及び再審査請求 (第 87 条ないし第 104 条)
- 第 8 章 補則 (第 105 条ないし第 115 条の 2)
- 第 9 章 罰則 (第 116 条ないし第 118 条)
- 附則

添付法令資料 3 :

動物に関する 2012 年 5 月 17 日付モンゴル国法律 (目次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 動物の保護 (第 6 条ないし第 12 条)
- 第 3 章 動物の所有、占有、利用及び狩猟 (第 13 条ないし第 30 条)
- 第 4 章 動物のデータベース、対価及び費用 (第 31 条ないし第 33 条)
- 第 5 章 その他の規定 (第 34 条ないし第 39 条)

添付法令資料 4 :

特別経済区の運営に関する 2011 年 1 月 5 日付インドネシア共和国政令 No.2 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 特別経済区の提案
 - 第 1 節 総則 (第 4 条ないし第 11 条)
 - 第 2 節 事業者による提案
 - 第 1 款 総則 (第 12 条)
 - 第 2 款 県/市の領域における特別経済区の場合 (第 13 条ないし第 15 条)
 - 第 3 款 県/市の領域をまたぐ特別経済区の場合 (第 16 条ないし第 19 条)
 - 第 3 節 県/市政府による提案 (第 20 条及び第 21 条)
 - 第 4 節 州政府による提案 (第 22 条ないし第 25 条)
 - 第 5 節 省/非省政府機関による提案 (第 26 条)
- 第 3 章 特別経済区の決定 (第 27 条ないし第 29 条)
- 第 4 章 特別経済区の開発
 - 第 1 節 総則 (第 30 条及び第 31 条)
 - 第 2 節 特別経済区の場合のための土地収用 (第 32 条)
 - 第 3 節 特別経済区の物理的な開発の実行 (第 33 条ないし第 41 条)
- 第 5 章 管理
 - 第 1 節 総則 (第 42 条)
 - 第 2 節 管理者 (第 43 条)
 - 第 3 節 特別経済区におけるワンドア統合サービスの実施 (第 44 条ないし第 46 条)
 - 第 4 節 特別経済区の管理事業者 (第 47 条ないし第 49 条)
- 第 6 章 特別経済区管理の評価 (第 50 条ないし第 53 条)
- 第 7 章 終則 (第 54 条及び第 55 条)

添付法令資料 5 :

職場における基層の民主規制の実施に関するベトナム労働法典第 63 条第 3 項の細則
を定める議定 (目次)

政府の 2013 年 6 月 19 日付第 60/2013/ND-CP 号議定 / 13.08.15 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 職場における基層の民主規制の内容 (第 6 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 職場における民主の実施形式
 - 第 1 目 職場における対話 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 2 目 労働者会議 (第 14 条ないし第 20 条)
 - 第 3 目 その他の民主の実施形式 (第 21 条及び第 22 条)
- 第 4 章 施行条項 (第 23 条及び第 24 条)

添付法令資料 6 :

中国私募投資基金監督・管理暫定施行弁法 (目次)

2014 年 8 月 21 日中国証券監督・管理委員会令第 105 号により発布 同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 登記・ファイリング (第 7 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 適格投資家 (第 11 条ないし第 13 条)
- 第 4 章 資金の募集 (第 14 条ないし第 19 条)
- 第 5 章 投資運営 (第 20 条ないし第 26 条)
- 第 6 章 業種自己規律 (第 27 条ないし第 30 条)
- 第 7 章 監督・管理 (第 31 条ないし第 33 条)
- 第 8 章 ベンチャー・キャピタル基金に関する特別規定 (第 34 条ないし第 37 条)
- 第 9 章 法律責任 (第 38 条ないし第 40 条)
- 第 10 章 附則

ロシア連邦民法典の改正

ロシア連邦民法典は、2012 年以降何度か大規模な改正を経験している。これまでも、消滅時効、有価証券、取引、委任状、及び法人設立に関する規定について改正がなされてきた。そして、去る 2014 年 9 月 1 日から、「ロシア連邦民法典第 1 部第 4 章への変更の導入及びロシア連邦法規の個別条項の失効の認定に関する 2014 年 5 月 5 日付ロシア連邦法律 No.99-FZ」（以下、「本法」という。）が発効し、ロシア連邦民法典に法人に関する新たな事項（設立、再構成、解散及びその管理についての事項を含む）が導入されることとなった。これは、過去 20 年間にわたるロシア民法の改正の中でも比較的大きな意義を有するものと思われる。以下、個別の事項について簡単に述べる。

まず、設立に関する規定の変更についてであるが、本法では、原則として、定款のみが各法人の唯一の設立文書であるとされた（従前は「発起人契約」も設立文書として認められていた。）。更に、モデル定款（типовой устав）を利用した法人設立が可能とされることとなった。これにより、法人の登記手続の簡略化が見込まれている。定款には、法人の名称、その所在地のほか、法人の活動の管理手続を定め、当該形態の法人のために法律に規定されるその他の事項を記載しなければならない。非営利団体（некоммерческая организация）及び単一企業（унитарное предприятие）の定款には、更に同法人の活動の対象及び目的を記載しなければならない。

また、本法は、法人の代表権限について規定した民法典第 53 条 1 項に第 3 段落を新たに加え、（定款に規定することにより）複数の者が同一の法人を代表することが可能となった。従前は、法人の代表者は一人の代表取締役（単独執行機関）に原則として限られていたが、今後は、共同で又は互いに独立して活動を行う複数の代表者を設置することが可能となる。

上記は「二つの鍵」の原理（принцип «двух ключей»）と呼ばれ、今回の民法改正の重要な目玉の一つであり、法人の管理方法についての企業の選択肢が増加することになると思われる。今後は、例えば、定款において、ある事項につき 2 人の取締役の同時決議を要すると定め、その他の事項につきいずれか 1 人の取締役の決議で足りることを規定することが可能となる。

更に、本法は、法人の住所についての規定を導入することとした。以前は、民法典第 54 条において、法人の名称のほか、法人の所在地についての規定が設けられていたが、今後、法人の統一国家登録簿（ЕГРЮЛ）には、法人の所在地に加え、法人の住所を記載することが必要となる。この法改正は、法人が虚偽の住所を使用することへの対策であり、統一国家登録簿に記載された住所宛に郵便物が届いた場合、同法人に届いたものと見なすこととされた。

このほか、法人の再編成（組織再編）についても改正がなされ、再編成の複数の形態（例えば、合併と改組）を組み合わせることが可能となった（民法典第 57 条 1 項）。更に、様々な組織的法的形態の複数の法人が同時に再編成を行うことが可能となった（例えば、複数の有限責任会社が、同時に株式会社と合併する等）。再編成によって設立される法人は、再編成決定の異議申立期間（原則としてその期間は 3 ヶ月となる）が経過するまでは国家登記ができないという制限が課されている。

民法典には、第 60.1 条が追加され、再編成決定が無効として認められた場合の結果が規定された。再編成決定が無効であるとの請求は、再編成法人の構成員及び法律に定められたその他の者が行うことができる。請求期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、統一国家登録簿（ЕГРЮЛ）に再編成手続についての記載がなされてから 3 ヶ月間とされた。なお、上記の場合において裁判所が再編成決定が無効であると認めた場合であっても、再編成によって設立した法人は解散されず、その法人が行った取引も無効とはならないが、再編成に反対した構成員及び再編成された法人の債権者は、被った損失の賠償を請求できることになる。

他方で、民法典第 60.2 条の規定に基づき再編成が不存在として認められた場合、再編成によって設立された法人は解散され、再編成前の法人が復元することとなる。設立された法人と、その権利能力を信頼した者との間でなされた取引は、復元された法人に対しても有効である。なお、再編成不存在の請求権は、再編成に対して反対する旨投票し、又は投票に参加しなかった、再編成された法人の構成員のみ有する。

本法によれば、全て法人は、コーポレート（корпоративные）法人とユニタリ（унитарные）法人に分かれる。コーポレート法人においては、発起人（構成員）がそれに対して参加する権利及び最高機関を構成する権利（すなわち、発起人が当該法人の出資者として最高意思決定機関となる権利）を有している。ユニタリ（унитарные）法人の発起人は、その構成員にならず、メンバーシップ権利（право членства）も有していない。

本法は、法人形態についても変更を加えている。すなわち、本法の下では、人的会社（хозяйственные товарищества）の組織的法的形態に対しては変更はなされず、従前どおり合名会社（полное товарищество）及び合資会社（товарищество на вере）の形態で設立することが可能であるが、物的会社（хозяйственное общество）の組織的法的形態については、補充責任会社（общество с дополнительной ответственностью）が廃止され、有限責任会社及び株式会社の形態のみが残ることとなった。

また、従前は、株式会社は、公開型株式会社（открытое акционерное общество）と閉鎖型株式会社（закрытое акционерное общество）とに分けられていたが、本法によってこの区別がなくなり、公共株式会社（публичные）と非公共会社（непубличные）とに分けられることになった。公共株式会社は、発行する株式の

公募 (открытая подписка) を行い、その株が公開流通する。上記の条件に当てはまらない株式会社及び有限責任会社は、非公共会社である。

最後に、実務上影響が大きいと思われる改正について述べる。

すなわち、本法の規定に基づき、構成員総会によって決定された事項及びその総会に参加した構成員について、第三者による確認を経ることが必要となった。これは、公共株式会社の場合には、同法人の株主名簿の登記機関 (регистратор реестра акционеров) が確認手続を行うこととなるが、非公共株式会社の場合には、登記機関又は公証人が確認手続を行うこととなる。外国企業のロシア子会社の法人形態として採用されることが多い有限責任会社については、公証人が確認手続を行うことになる。今後は、構成員総会による決議事項については、決議の都度公証手続を経ることが求められる点に留意する必要がある。